

証明書の発行案内（2021年3月22日更新）

証明書発行の申し込みに際しては、以下の注意事項を必ずお読み下さい

【注意事項】

○中小企業等経営強化法による税制措置の適用を受けるに当たっては、経営力向上計画の認定を受ける事が前提となります。経営力向上計画を国（主務大臣）から認定を受ける手続きは申請の手引き（下記リンク）をご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_keieiryoku.pdf

※なお、当協会は、経営力向上計画の認定に係る業務は行っておりません。

○生産性向上特別措置法による税制措置の適用を受けるに当たっては、所在している市町村（特別区含む）が国から「導入促進計画」の同意を受けている場合に、「先端設備等導入計画」の認定を受ける必要があります。手続きや各自治体の同意の有無等については、中小企業庁のホームページ（下記リンク（2020年9月1日に更新しました。））を確認するか、所在する自治体にお尋ねください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2020/200601seisanseiSentan.pdf>

※なお、当協会は、先端設備導入計画の認定に係る業務は行っておりません。

○当協会は、上記措置を受けるために必要な、証明書の発行のみを行っております。

この証明書は、税制上の固定資産としての区分が機械装置に該当する産業車両関係の製品について、本税制の適用をうけるために法律で定められている「①一定期間内に販売開始された製品であること」及び「②「生産性向上」（旧モデル比生産性年平均1%以上向上）を満たしていること」ことについて、製造事業者からの申請が適切かどうか確認し、発行するものです。

○最近、製造事業者あるいは使用事業者より、製造あるいは取得する（あるいはした）設備が税制上の固定資産として機械装置に区分されるものかどうかとの問合せを数多くいただきますが、本会ではこのような判断を下す権限を有しておりませんのでお答えできません。所管の税務当局等にご相談下さい。

○なお、固定資産としての区分が車両・運搬具に当たるものは本税制の対象外です。

⇒従いまして、証明書の発行を申請される場合は、まず以上の点を予めご確認の上、ご連絡下さいますようお願いいたします。

本会では、申請された製品が、すでに機械装置として固定資産計上されると、税務当局等で確認されているとの前提の上で、「販売開始時期」と「生産性向上年平均1%」の要件を満たしていること書類として証明書を発行いたします。上記の確認ができていない場合、証明書が添付されていても、税制措置の適用を受けられないことがあることに予めご留意願います。

(1) 申請～発行手順

①証明書発行希望のユーザーは、該当設備を生産したメーカーに証明書の発行依頼をして下さい。

②ユーザーから依頼を受けたメーカーは、証明書（様式 1）、チェックシート（様式 2）および添付資料（販売開始年度、生産性向上の指標が確認できる資料（カタログ、仕様書、要件内容が分かる資料））を本会宛に提出します。

様式 1 及び様式 2 は以下よりダウンロードできます。

[様式 1](#)

[様式 2](#)

※様式 1 の 2 枚目に「税制措置の対象設備に関する留意事項（中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ）」の記述がありますが、これを裏面とし、様式 1 は両面印刷として下さい

③本会では証明書およびチェックシートの記入内容を確認し、メーカーに証明書を発行します。

（なお記入内容や資料等が不十分で、要件を満たしていることの確認ができない場合、証明書を発行することができないこともあり得ることに予めご留意願います。

また設備の種類によっては、他の証明団体への申請をお願いすることもあります。）

④本会から証明書の発行を受けたメーカーは、証明書発行依頼があったユーザーに証明書を渡す。

（本会からメーカーへは証明書（様式 1）のみ送付となりますのでチェックリスト（様式 2）は必要に応じて予めコピーをとっておいてください。）

⑤中小企業等経営強化法及び生産性向上特別措置法の税制を併用する場合は同一書類

（コピー）にて対応可能です。必要に応じてコピーしてください。

※なお本会は記載された生産性向上要件について、確認のための実測等を行うものではありません。

証明書の記載内容の正確性については申請されたメーカーにて保証いただきますようお願いいたします。

なお、証明書の発行を行っている工業会のリストは[こちらの通り](#)です。

本会は幅広い機械・装置の欄に記載されておりますが、無人搬送車システム等の産業車両に関連するものについてのみ、証明書の発行を行っております。

(2) 証明書発行手数料

①本会会員 一件 1,000 円

②本会会員以外 一件 3,000 円

※証明書を申請メーカーにお送りする際に請求書を同封させていただきます。

(3) 申請書送付先 ※申請の際は原本に押印後、郵送ください。

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル 3F

一般社団法人日本産業車両協会 業務部 証明書発行担当宛

※証明書は届いてから 1 週間ほどで発行・返信するようにしていますが、内容の確認等で時間を要する場合もありますので、十分時間に余裕をもって申請してください。

以 上

< 証明書記入要領は ↓ >

【様式1】の記入要領

整理番号は当協会にて記入します

(様式1)

(一社) 日本産業車両協会指定用紙

整理番号	
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	
	設備の種類又は細目	
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 西暦(注2) 年 ②取得(予定)日を含む年度: 西暦(注2) 年 ③ ① = ② 年	1. 該当 2. 非該当
「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

〒107-0051
東京都港区元赤坂1-5-26
一般社団法人日本産業車両協会

会長 ニノ宮 秀明 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名: _____ 印

(担当者氏名: _____
所 属: _____
担当者連絡先(電話番号): _____)

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」又は【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「9. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

変更事項(注3)	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。
【本証明書に関する注意事項】
本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化規制及び地方税法附則第15条47項、第62条に規定される固定資産税の課税標準の時価措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があり定す。
また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。
詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

**①販売開始年度
②取得日を含む年度については、販売時期と生産性向上年平均1%の計算するための記入箇所ですので正確にご記入下さい。**

証明者記載事項については協会都合により変更となる場合がありますので、最新の様式(上記様式1)をダウンロード下さい。

代表者氏名欄は、社長名でなくとも、取締役、事業部長等でも結構です。

1段目の減価償却資産の種類には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の設備の種類(本会証明は『機械装置』)を記入。2段目の設備の種類又は細目には機械装置であれば、食料品製造業用設備、繊維工業用設備などを記入。設備の種類については会社の経理担当者又は税務署等に確認のうえ、税務上適切な資産区分をご記入下さい。

同一機械を複数の自治体に設置する場合は、それぞれの自治体名がわかるように記入してください(例：〇〇株式会社▲▲市場及び■町工場 等)

【様式2】 チェックリスト

【様式2】			
<p>本チェックリストは工業会毎に様式を変更することが可能です。 証明書の発行を依頼する際は、各工業会のホームページ等を確認したうえで、指定の様式で申請を行ってください。</p>			
【チェックリストのイメージ】			
		設備メーカ（製造事業者）記入欄	証明者 チェック欄
該 当 要 件	販売開始要件の確認	1. 該当 2. 非該当 当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。 販売開始年月： 年 月 ①販売開始年度： 年度（※1） 取得等をする年月： 年 月 ②取得日を含む年： 年 ②-①= 年 が一定期間（※2）の要件内	
	生産性向上に該当するか	1. 該当 2. 非該当 <比較指標> (*）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率 *以下に具体的に記入する 2. 精 度 *以下に具体的に記入する 3. エネルギー効率 *以下に具体的に記入する 4. その他 *以下に具体的に記入する <指標数値>*比較する指標の数値・単位を記入する ○一代前モデル () (販売開始年度) () ○当 該 モ デ ル : <生産性向上> *以下に数値と算出方法を記入する 年平均： %	
該当要件への当非		1. 該当 2. 非該当	
(※1) 販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。 なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。 (※2) 一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内 (※3) 新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。 比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。 比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。			

「生産性向上が年平均で1%以上向上している」ことの計算方法は次頁をご参考下さい。

◎生産性向上年平均1%以上の計算については以下解説をご参考ください。

【解説】

年平均1%以上向上は、対象設備が旧モデルと比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているものであること。

- ・「生産性」の指標については、「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」等、メーカーの提案を元に、各証明団体がその設備の性能を評価する指標として妥当であると判断。
- ・あくまで比較するのは同メーカー内での旧モデルであり、他メーカーとの比較や、ユーザーが元々使用していたモデルとの比較は行わない。
- ・特注品であっても、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成部品がある場合は、そのベースとなる旧モデルとの比較を行う。
- ・年平均の考え方は、例えば2020年に販売された新モデル（生産性105とする。）と2018年に販売された旧モデル（生産性100とする。）を比較すると以下の通り年平均2.5%向上となる $\{(105-100) \div 100\} \div 2$ （年）。
- ・比較すべき旧製品がない新開発モデルの場合、比較対象指標がないため、類似する機能・性能を持つ設備があるものについては、生産性向上要件について、できるだけ当該設備との比較を行うこと。
- ・カスタマイズした設備など特注品の場合も、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成部品がある場合は対象となる。要件についてはベースとなる旧モデルとの比較を行う。